

平成 18 年 12 月 18 日

(社) 日本ガス石油機器工業会
事 務 局

**株式会社トヨトミ製の石油ファンヒーターによる
一酸化炭素中毒事故への対応について**

前略、先般発生いたしました、標記事故に関連し、本日 16 時過ぎに、経済産業省のホームページに掲載されました同内容を掲載致します。

この文書に関連し、当工業会宛に「石油燃焼機器の過去のリコール・事故情報の総点検について」という文書（7 ページの資料 3 参照）が発行された事を受け、対応致します。

草々

平成18年12月18日
経済産業省

株式会社トヨタミ製の石油ファンヒーターによる一酸化炭素中毒事故への対応について

経済産業省は、(株)トヨタミ製の石油ファンヒーター(LCR-3)による死亡事故が発生していることから、新たな拡大被害を防止するため、本日、同社に対して、当該機種等の回収を早急に行うことなどの指導を行うとともに、消費生活用製品安全法第83条第1項の規定に基づき、同社製の石油ファンヒーターの事故発生について報告徴収を行いました。また、(社)日本ガス石油機器工業会に対し、石油燃焼機器についての過去のリコール、事故情報の総点検と消費者への注意喚起を行うよう要請しました。

同社が回収している対象機種をお持ちの消費者の方々におきましては、直ちに当該機種の使用を中止して頂き、早急にメーカーが設けるフリーダイヤルに御連絡いただくようお願いいたします。

なお、本格的な冬の到来を迎え、消費者におかれてましても、同社の製品であるかどうかにかかわらず石油燃焼機器を御使用の場合は、換気等使用上の注意を御確認頂くようお願い致します。

1. 事案の概要

平成18年12月14日、(株)トヨタミが製造・販売した石油ファンヒーター(LCR-3)が原因と推定される一酸化炭素中毒で7人が死亡する事故が発生した。当該機種は、(株)トヨタミが昭和61年2月13日から市場品の回収を実施していた5機種の中の1機種である。

経済産業省としては、これまでに(株)トヨタミ製の石油ファンヒーターによる人身事故(死亡を含む)が18件発生していることを把握している。なお、経済産業省が把握している事故発生一覧は別紙のとおり。

2. 経済産業省の対応

- (1) 本日、経済産業省は同社に対して、拡大被害を防止するため、新聞社告等を行い、当該機種の早期回収等を行うように行政指導を行った。(資料1を参照)
- (2) また、(株)トヨタミが製造(又は輸入)・販売した石油ファンヒーターにおいて発生したすべての製品事故について、消費生活用製品安全法第83条第1項の規定に基づき、発生状況、被害内容及び対応状況等につき報告徴収を行った。(資料2を参照)
- (3) また、(社)日本ガス石油機器工業会に対し、石油燃焼機器についての過去のり

コール、事故情報の総点検を行うとともに、消費者への注意喚起を行うよう要請した。(資料3を参照)

(4) 経済産業省としては、同社からの報告徴収等の結果に基づき、適切に対処していく所存。

3. 消費者への周知

㈱トヨタミが回収を行っている石油ファンヒーターの5機種(LCR-3、LCR-3-1、LS-3、LS-3-1、LS-6)をお持ちの消費者の方々におかれては、直ちに使用を中止いただき、早急にメーカーが設ける下記のフリーダイヤルに御連絡を頂きたい。

㈱トヨタミの相談窓口：

サービス課 052-822-1144

※12月21日からフリーダイヤル：0120-104-154が設定されます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

担当者：角井、祖父江、藤澤

電話：03-3501-4707 (直通)

経済産業省製造産業局日用品室

担当者：石井、高見

電話：03-3501-1705 (直通)

㈱トヨミ製石油ファンヒーターによる一酸化炭素中毒事故一覧

	事故発生日	型式機種	被害区分	被害状況	使用期間	事故原因	事故発生場所
1	S58.10.25	LCR-3	死亡	3人死亡	7ヶ月	空気の薄い場所での換気不十分	富山県
2	S59.1.30	LCR-3	軽症	1人入院1日間	2年	送風機のゴムホースの組み立てに異常が認められ、フィルタのごみ詰まりと重なってすすが発生	福島県
3	S59.2.5	LCR-3	軽症	1人入院1日間、通院9日間	不明	風量調節の異常とフィルタのごみ詰まり	宮城県
4	S59.3.5	LCR-3	軽症	2人入院4日間	1年3ヶ月	ヘルツリングが逆組立されていたため、フィルタの目詰まりが原因となって油煙が発生	兵庫県
5	S59.3.14	LCR-3	軽症	2人入院、同日退院	不明	送風経路中のパッキンが欠品しているという組立ミス	北海道
6	S59.12.23	LCR-3	軽症	2人入院、同日退院、通院4日間	1年1ヶ月	手入れ不良によるフィルタのごみ詰まり	広島県
7	S59.12.27	LCR-3	死亡	1人死亡	不明	狭い部屋で使用したことから、室内の酸素濃度が低下し、不完全燃焼	東京都
8	S59.12.27	LCR-3	軽症	4人入院3日間	2年	原因不明	熊本県
9	S60.3.7	LCR-3	軽症	1人入院2日間、通院3日間	不明	手入れ不良による燃焼不良と換気不良の複合	広島県
10	S60.12.19	LCR-3	死亡	1人死亡	不明	閉めきった部屋で点火したまま就寝	群馬県
11	S61.1.8	LCR-3	軽症	2人入院1日間、通院2日間	3年	フィルタや内部の送風経路にもごみ詰まり	滋賀県
12	S61.1.11	LCR-3	死亡	1人死亡	不明	空気取り入れ口をダンボールの箱で塞いでおり、空気不足	北海道
13	S61.1.22	LCR-3	軽症	1人入院、同日退院	3年	フィルタ等のゴミ詰まりと、部屋で締め切って使用したことによる換気不良との複合	北海道
14	S61.2.2	LCR-3	死亡	1人死亡	不明	換気口や窓を目張りして使用したための酸欠	北海道
15	S61.2.3	LCR-3	軽症	1人入院、同日退院	3年	ごみ詰まり	北海道
16	H10.1.23	LCR-3	死亡	1人死亡	不明	吸気フィルタがほこりによる目詰まりのため不完全燃焼	北海道
17	H10.1.29	LCR-3	重傷	1人重症	不明	吸気フィルタがほこりによる目詰まりのため不完全燃焼	北海道
18	H10.12.14	LCR-3	死亡	2人死亡	不明	吸気フィルタがほこりによる目詰まりのため不完全燃焼	北海道

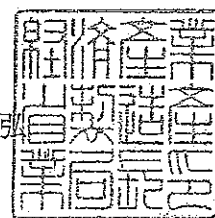
経済産業省

平成 18・12・18 商局第 1 号

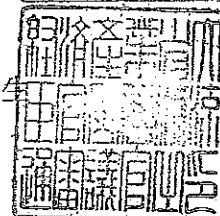
平成 18 年 12 月 18 日

株式会社トヨタミ
取締役社長 中村 出 殿

経済産業省製造産業局長 細野 哲弘



経済産業省大臣官房商務流通審議官 松井 英生



石油ファンヒーターによる一酸化炭素中毒事故について

貴社が自主回収を進めている貴社製石油ファンヒーター（型式番号：LCR-3）に関して、一酸化炭素中毒による死亡事故に至る事例が報告されていることから、当該機種と類似の4機種（型式番号：LCR-3-1型、LS-3型、LS-3-1型、LS-6型）を含めた5機種について、下記のとおり対応されたい。

記

1. 上記型式の機器について早急に回収を進めること。
2. 利用者に対する注意喚起を早急に行うとともに、利用者等からの問い合わせに対応できるような相談窓口を整備すること。また、テレビ、新聞等の媒体を通じて、分かりやすく目立つような方法で周知を図ること。
3. 上記の措置の実施状況について定期的に当省に報告すること。

経済産業省

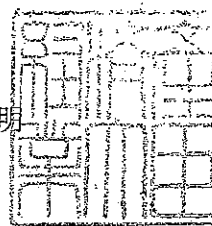
平成18・12・15商第4号

平成18年12月18日

株式会社トヨタミ

取締役社長 中村 出 殿

経済産業大臣 甘利 明



消費生活用製品安全法第83条第1項の規定に基づく報告の徴収について

貴社が製造販売した石油ファンヒーターによる一酸化炭素中毒死亡事故が発生したことについて、下記のとおり平成18年12月25日(月)までに文書をもって報告されたい。

報告の内容によっては、追加の報告徴収又は消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号、以下「法」という。)第84条第1項の規定に基づく立入検査を行うことがある。

また、本報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第98条第6号の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがある。

なお、報告の提出があった場合、当該報告は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第2条第2項に規定する行政文書となり、情報公開の対象となり得ることを申し添える。

※ この命令について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。

※ 訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

記

1. 貴社が平成18年12月18日までに製造（又は輸入）・販売した石油ファンヒーターのすべての機種について、以下の事項を報告されたい。

- (1) 発生した事故ごとに、
 - ① 販売事業者名
 - ② 型式名
 - ③ 当該型式の製造（輸入）及び販売の期間、並びに期間ごとの数量
 - ④ 事故発生年月日
 - ⑤ 発生場所（都道府県名及び市区町村名）
 - ⑥ 事故内容（人身事故の場合、被害者の人数、性別及び年齢）
 - ⑦ 被害内容（物的損害、軽傷、重傷（全治30日以上のもの）及び死亡）
 - ⑧ 損害賠償措置の実施の有無（返金含む）と実施内容
- (2) 上記（1）で報告された事故についての原因（事故のメカニズムを含めて記載のこと）
- (3) 事故後の対応状況（事故発生後から報告時点までに貴社が行った対応の状況）
- (4) 報告時点までに事故再発防止のために講じた措置内容

2. なお、報告の提出先及び問い合わせ先は下記のとおりである。

経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話：03-3501-4707（直通）


以上


経済産業省

18 製安第 102 号

平成18年12月18日

社団法人日本ガス石油機器工業会
会長代行 竹下 克彦 殿

経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課日用品室長 前田 邦夫 

経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課長 渡邊 

石油燃焼機器の過去のリコール・事故情報の総点検について

株式会社トヨタミが昭和61年からリコールを実施していた石油ファンヒーター（型式番号：LCR-3）に係る一酸化炭素中毒死亡事故が平成18年12月14日に発生した。当該事案のようなリコール製品による事故の再発を防止するため、下記のとおり対応されたい。

記

1. 平成18年12月25日（月）までに次の事項（①～③）について書面をもって報告すること。
 - ①全ての石油燃焼機器について、過去に実施されたリコール製品の型式番号及びリコール開始時期について
 - ②上記①で挙げたそれぞれのリコール製品に係る事故発生状況について
 - ③上記①で挙げたそれぞれのリコール製品の製造時期、製造販売台数、回収交換済み台数（平成18年12月18日時点）について
2. 上記1. でまとめた結果を踏まえ、消費者に対して早急に注意喚起を行うこと。

以上